

サービス業の方にも
使える支援措置を
拡充しました

「経営力向上計画」で 「稼ぐ力」を後押しします!

中小企業者の設備投資などをサポート!

認定を受けると…

支援
1

税制優遇

取得設備の固定資産税が
半分に。さらに即時償却や
税額控除も利用できます。

支援
2

金融支援

低利融資や信用保証などの
支援措置により、
資金調達がスムーズに。

支援の流れについて詳しくは、裏面へ!

認定企業の事例

株式会社 三松 (福岡県)



金属板の板金加工、機械装置組立を行う会社が、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用し、今後成長が見込める医療・食品分野向けのクリーン設備導入等を通じ、生産性の向上を図る。(製造業)

コメント

中小企業等経営強化法に基づく支援策を受けて、成長分野への投資を加速することができます。経営力向上計画を一步一步実行していき、生産性の向上を目指していきます。

和田酒造合資会社 (山形県)



1797年の創業以来地元に着した清酒の製造を行っている会社が、県外への出荷や海外への積極的な輸出に取組むため、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用し、品質の維持向上のための各種装置を導入する。(清酒製造)

コメント

海外需要の取り込み、地元農家とコラボした県外への商品出荷のためには品質維持につながる機械投資が必要でした。私たちににとっては大きな投資でしたので、固定資産税の軽減措置を受けることができ、とても助かっています。

中小企業等経営強化法による支援の流れ

STEP 1

経営力向上計画を 策定

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。



本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索



計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら



経営革新等支援機関 |

検索



経営革新等支援機関 などがサポート



STEP 2

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。
詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。



STEP 3

取得設備について 固定資産税の軽減や、 即時償却又は税額控除

対象設備が拡大

新たに取得した一定の設備について支援措置があります。

- 固定資産税の特例により、固定資産税が3年間2分の1になります。**機械装置のほか、器具備品や建物附属設備等も対象になります。**
- さらに、中小企業経営強化税制(法人税・所得税)の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。

対象設備: 平成31年3月31日までに導入した対象設備

利用できる方: 資本金1億円以下の法人、個人事業主など

要件: 生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

金融支援

中小企業向け: 信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など

中堅企業向け: 独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

以上のような様々な支援が受けられます。



STEP 4

経営力の強化を実現

お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



TEL: 03-3501-1957

(平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁 事業環境部 企画課

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索

